

農業者の皆さまへ

～令和8年度までの水張りルールに関する「お知らせ」～

観音寺市地域農業再生協議会

経営所得安定対策の「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」の要件について、令和7年3月に観音寺市地域農業再生協議会が実施した「水張り説明会」以降に、経営所得安定対策等実施要綱等が4月1日に改正され、「令和7年度と8年度の水張りルール」に関する情報が示されましたので、お知らせいたします。

※令和7年5月時点の情報となります。

<現行の水田活用の直接支払交付金の交付対象水田のルール>

令和4年度～8年度の5年間に、一度は「水稻作付け」や「たん水管理（水張り）」を行わないと、令和9年度から交付対象水田にならないと定められています。

水田政策の見直しによる令和9年度以降の詳細は発表されていませんが、令和8年度までの内容は、改正された経営所得安定対策等実施要綱にて下記のとおり示されています。

<令和7年度と令和8年度において>

①②のいずれかを実施したことが確認できれば水稻作付けをしたとみなします。

- ① たん水管理（水張り）を1か月以上実施したこと。
- ② 令和7年度または令和8年度に、「連作障害を回避する取組」を実施したこと。

②の取組は？

<連作障害を回避する取組>

改正後の経営所得安定対策等実施要綱で示された内容

- ★ 土壌改良資材の施用
- ★ 有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
- ★ 土壌に係る薬剤の散布（土壌伝染性病害の防除）
- ★ 後作緑肥の作付け
- ★ 病害虫抵抗性品種の作付け
- ★ その他地域農業再生協議会が連作障害を回避する取組であると判断する取組
(協議会毎の具体的な例は、今後検討してお知らせいたします)

★ 「連作障害を回避する取組」を実施された場合には、取組の内容や実施した日付、購入した資材の内容が確認できる書類（作業日誌・購入伝票）の保管をお願いします。

【問合せ先】

| | |
|-------------------------|------------------|
| 観音寺市経済部農林水産課 | TEL：0875-23-3931 |
| JA香川県西讃営農センター三豊農業振興センター | TEL：0875-25-0144 |
| JA香川県西讃営農センター豊南農業振興センター | TEL：0875-54-3124 |
| 香川県農業共済組合三豊支所 | TEL：0875-25-2482 |
| 香川県西讃農業改良普及センター | TEL：0875-62-3075 |